

意見陳述書

令和5年2月14日

最高裁事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会 御中

土 師 守

私が神戸家庭裁判所での「神戸連続児童殺傷事件」における少年審判の全ての事件記録の廃棄について初めて知りましたのは、令和4年10月20日の神戸新聞に記事が掲載されるより1ヶ月ほど前のことでした。当時、神戸新聞の記者が神戸児童連続殺傷事件から25年が経過しており、地元紙として改めて事件を振り返ることと、民法改正に伴う少年法の改正について考察する特集記事を書くための取材を続けていた時に、偶然、神戸連続児童連続殺傷事件の事件記録が全て廃棄されていることを知ったそうです。事件記録が全て廃棄されていたことを知った神戸新聞の担当記者は、直ぐに私に、会って話がしたいと連絡してきました。彼も急いでいたようで、その日のうちに私が勤務する病院に来院して話を聞くことになりました。

前もってどのような話の内容かを全く聞いていませんでしたので、私たちの大切な子供の生命が奪われた事件の記録が全て廃棄されていたということを聞いた時の私の気持ちを想像して下さい。

私は、事件記録の廃棄の話を聞いた直後は、神戸新聞の記者が何を言っているのか、一瞬理解できませんでした。何を可笑しなことを話しているのかなという気持ちでした。当時は、最高裁の内規について知りませんでしたが、重要な事件記録は審判や裁判に必要なだけでなく、歴史の重大な証拠でもありますから、廃棄するということはある得ないと、当然のように思っていました。そのため、彼が話していることは、異世界の話のように思ったことを憶えています。ただ、落ち着いて話を聞いていますと、私の聞き間違いではなく、彼が事実を話しているのだということがわかりました。

私たちの子供が生命を奪われた事件の記録が全て廃棄されていたということを理解したときには、まずは非常に驚きました。そんなことがあり得るのか、何故そんなことが起こるのか、詳しいことはなにもわかりませんでしたが、ただただ驚きました。そして驚愕の思いに引き続いて、激しい憤りの気持ちが湧き上がってくるのがわかりました。

その時に、最高裁の内規についても知りましたが、私の、何故そのようなことが起こったのかという問いについては、担当記者は、詳細は不明でどのような経

緯で廃棄されたかについては分からないとのことでした。

令和4年10月20日の神戸新聞に、いわゆる神戸連続児童殺傷事件で逮捕された少年Aの審判に関わる全ての事件記録が廃棄されているという、私が以前に聞いていたよりも詳しい内容が記された記事が掲載されました。当該事件の被害者遺族である私たちは、この記事を読んで、驚愕の思いと激しい憤りを改めて強く憶えました。

私たちの次男の生命が奪われた事件が発生したのは1997年で、少年法が制定以来、一度も改正されていないときの事件でした。改正前の少年法という法律は、被害者、遺族にとってこれ以上ないというほどの人権を無視した法律であり、被害を受けた方が悪いというような法律でした。極端な言い方をしますと、加害者はいるのに、被害者は存在しないというように思える法律でした。

改正前の少年法では、被害者や遺族は、事件の当事者であるにも関わらず審判からは完全に疎外されており、加害者が逮捕された後は、事件に関する情報、特に加害者に関する情報は警察からも知ることは出来なくなりました。審判から疎外されているということは、審判の内容はもとより、事件記録の閲覧も認められず、審判の日程さえも裁判所からは知らされませんでした。

その様な中、私たちは井関弁護士に代理人を依頼して、何とか審判の情報を得ることは出来ないか、審判の傍聴は出来ないか、そして私たち被害者遺族の思いを加害者や加害者の両親に少しでも理解して欲しいという思いと、何故私たちの子供の生命が奪われなければいけなかったのか等のことを意見陳述として、審判廷で述べることは出来ないかと交渉しました。事件記録の閲覧につきましても、粘り強く交渉を重ねました。しかし私たちのこれらの思いは叶えられることはありませんでした。

私たち遺族は、なぜ私たちの子供が、加害男性に生命を奪われなければいけなかったのか、私たちが納得するような事件の真相を知りたいという強い思いがありました。審判の過程では私たちの思いは叶いませんでしたので、民事訴訟を提起することにより思いをかなえようとしてしまいましたが、責任の所在について加害者側が争わなかったため、事件記録を閲覧するという淡い希望はかないませんでした。

その後も、しばらくの間は、事件記録の閲覧が出来ないか粘り強く交渉は続けていきましたが、私たちの願いは叶えられることはありませんでした。

2000年の少年法改正では、被害者等による記録の閲覧・謄写制度の導入や被害者等の申出による意見の聴取制度の導入がされましたが、当然のことながら、私たちの子供の事件には遡及しませんでしたので、やはり、私たちの願いは叶いませんでした。また、この時の改正で記録の閲覧・謄写が可能にはなっています

が、全ての記録の閲覧・謄写が可能になったわけではなく、少年や関係者のプライバシーに深く関わるものについては許可されておらず、もし私たちの子供の事件について遡及していたとしても、私たちが閲覧したいと願った記録については、閲覧出来なかった可能性が高いと思われました。

そのような状況の中でも、いつの日か法律が改正されるのではないかと、そして全ての事件記録を閲覧することが出来るのではないかとという淡い希望を、私たち遺族は抱きながら、じっと待ち続けていました。もし願いが叶い、法律が改正され、全ての事件記録を閲覧することが出来た暁には、自分たちなりに事件の真相に近づくことが出来るのではないかとという僅かな期待を持ち続けていました。海外では、機密公文書でさえも、ある程度の期間が経過すれば開示されるという状況がありますので、私たちの淡い希望は、我が国においても、全く望みが無いとは言えないと思っています。

しかしながら、私たちのその僅かな期待も、今回の事件記録の廃棄により潰え去って仕舞いました。事件記録が残ってさえいれば、いつの日か閲覧することが出来る可能性が僅かでも存在していますが、元々の事件記録そのものがなくなってしまいますと、法律が改正されたとしても、事件記録を閲覧することは不可能です。事件記録が残っているか廃棄されたかの違いは、閲覧することが出来ない状態の中でも、遺族の心情としては雲泥の違いがあります。

私たち遺族は、このような思いを抱きながら、事件後の辛い状況を過ごしてきました。そのような状況の中、私たちの子供が生命を奪われた事件の全ての事件記録が廃棄されたということを知った時の、私たち遺族の思いを想像してみてください。僅かな希望さえ奪われてしまった私たちは非常に落胆するとともに、貴重な事件記録の杜撰な管理体制について、心の底から憤りを感じています。最高裁の内規があるにも関わらず、内規を考慮することもなく廃棄するという行為は、通常の組織では有り得ないことであると言えませんが。

遺族のこのような思いを蔑ろにするような行為は、絶対に許されるようなことではないと思います。

事件記録の廃棄問題につきましては、私たち被害者遺族の思いだけではなく、公的な意味でも大きな問題があると考えています。

私たちの子供の生命が奪われた事件もそうですが、今回の調査で判明した多くの少年事件の事件記録は、特殊な事案が多く、今後発生する事件との比較検討も含め、データ分析等の研究や検証のための非常に貴重な資料であると考えられます。また、記録さえ残していれば、再発防止のためにも役立てることは可能だったのではないのでしょうか。

それに加えて、犯罪被害者の権利保護においても、事件記録の活用は重要な意

味を持っています。事件記録は、犯罪被害者等がその事件の手續に関わる機会の拡充や犯罪被害者等の心のケアのあり方など、犯罪被害者等の視点に立った取組の推進に欠かせない重要な資料となるものです。

さらに、事件記録の重要性については、審判の過程の検証や研究目的ということだけではなく、歴史的な資料としての意味での重要性も考えなくてはならないことです。神戸連続児童殺傷事件以外にも多くの事件で記録が廃棄されており、保存されている事件記録の方が遥かに少ないと聞いています。これらの事件記録が廃棄された事件は、それぞれが重要な歴史的史実であり、歴史そのものです。すなわち事件記録は、非常に重要な歴史の資料であるということです。通常、重要な歴史の資料は厳格な管理のもとに置かれていると思いますが、このような杜撰な管理体制で対応していること自体が、そのような視点が全く無いということを示していると思います。

事件記録の保存法についてですが、通常的事件記録は膨大な量の資料があると聞いています。保管するスペースの問題もあるかと思いますが、現在の世の中の状況を考えますと、デジタル化による保存は考慮すべきだと思いますし、避けて通れないことであると思います。

私は勤務医をしておりますが、以前勤務していた病院は、兵庫県で最も早期に電子カルテシステムを導入した病院で、私もプロジェクトチームの一員として参加した経験があります。電子カルテについては、当然のごとく、その真正性を保つこと、改竄防止やセキュリティーの問題など多くの課題がありました。

当然、事件記録のデジタル化保存ということは、電子カルテと同等以上のセキュリティーが必要になってくると思います。特に過去の事件記録をデジタル化して保存することは、非常に手間暇のかかる作業だと思います。単にデジタル化をすれば良いというわけではありませんので、その真正性を保つことや改竄を出来ないようにすることまで考慮すると、非常に困難なことであると思います。しかしながら、今後の事件記録の保存ということを考えますと、当初よりデジタル化に対応して記録を作成することにより、簡便化することは可能と考えます。そのため、過去の事件記録はデジタル化することなく保存することにしても、これからの事件については、少なくともデジタル化で保存できるような記録については、早急に対応すべきであると思います。

最後になりますが、事件記録は、真実を知りたいと思う被害者遺族にとっては非常に貴重な資料です。現時点で閲覧が出来ないとしても、将来、法律改正があり閲覧が可能になるかもしれないという淡い期待を持って待ち続けています。

また事件の検証をするにあたっては事件記録は必須の資料です。最高裁の規定に照らせば、廃棄すべきではない事件記録が廃棄されたことの責任は非常に重大であると考えます。

このように貴重な事件記録について、私たち被害者遺族としては、裁判所に対して、十分な管理体制のもとに保存をして頂くよう要望します。

また、十分な管理体制を確立するためにも、今回の廃棄問題の経緯について、どのような体制で、誰が何時廃棄を判断し、そして廃棄したのか等の厳格な調査を行い、その結果を公表するとともに、特に私たち被害者遺族に対して報告して頂きたいと強く要望します。

以上

【代理人からの補足】

1 記録廃棄に至った経緯、原因の究明と開示

被害者及び遺族の尊厳を回復するために、記録廃棄に至った経緯及びその原因について、事実関係を十分に調査するとともに、遺族に調査結果の説明、開示をされ、かつ公表されることを強く要望します。

2 被害者及び遺族の知る権利への配慮

犯罪被害者等保護法の制定や少年法の改正等により、犯罪被害者や遺族が事件記録にアクセスできる機会は一定程度確保されたものの、まだ十分ではありません。記録の保存について、犯罪被害者及び遺族の要望にも配慮するとともに、犯罪被害者及び遺族の知る権利を保護する記録保存、開示のあり方が検討されるべきと考えます。

3 史料等の該当性判断の手続き、活用及び被害者等のプライバシー保護

事件記録等保存規程9条2項（記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものについての特別保存）の該当性を審議・判断する手続きを明確にするなど、適切な保存がなされるための具体的な手続きを整備すべきです。また、特別保存された記録を史料や参考資料として活用する具体的方法についても検討が必要であり、その際には被害者及び遺族のプライバシー保護等に十分配慮した方策がとられるよう要望します。

4 デジタル化による保存の検討

今後はデジタル化による記録保存は必要不可欠であると考えられます。改ざんの防止、情報漏洩の防止、セキュリティ確保の方策を確立するべく、出来る限り早期の取り組みが必要と考えます。